

<団体名>

一般社団法人 北・ほっかいどう総合カウンセリング支援センター

<設立目的>

市民1人ひとりが個人として尊重され、共に支え合い人と人とのふれ合いを深めるため、コミュニケーションの大切さを学び地域の人材育成をします。また、安心して暮らせる地域福祉活動の担い手として、ボランティア活動に対する支援、協力を推進します。

<活動内容>

カウンセラー養成講座	隔年開催（平成25年受講生募集 詳細：0166-52-3550）
心の悩み相談	生活全般、夫婦関係、親子関係、嫁姑の問題、近所の関係等 電話 0166-27-7611 火曜日・木曜日
被害者相談	被害に遭った方、又その家族（交通事故含む） 電話 0166-24-1900 月~金曜日 面接予約 0166-52-3550
講演会	公開講座を年2回開催し市民と共に学びます。

<これまでの主な活動>

- 昭和60年 ・旭川地区家庭生活カウンセラー養成講座3級講座を開講
- 平成 2年 ・当講座で最初の1級認定カウンセラー誕生
- 平成 5年 ・「心の悩み相談」を開設
- 平成21年 ・一般社団法人 北・ほっかいどう総合カウンセリング支援センターへ名称変更
・活動圏域を拡大（道北圏内）
・被害者相談室を開設
- 平成22年 ・旭川市安全安心まちづくり賞 受賞



市民の相談に耳を傾ける相談員



市内の大型店にて啓発活動



カウンセラー養成講座

<賛助会員募集>

犯罪被害者の支援をより手厚くするための被害者への直接・間接的支援の充実を量っております。犯罪被害者支援活動の趣旨にご賛同いただき、ご支援ご協力をお願いいたします。
郵便振込口座番号 02710-3-79616 口座名 北・ほっかいどう被害者相談室

問合せ 事務局 小杉 静江
電話 0166-52-3550・0166-24-3010
アドレス Kita.hokkaido.h21@soleil.ocn.ne.jp
HP <http://www5.ocn.ne.jp/~kita21/>

あさひかわ男女共同参画だより

ハーモニー

平成24年度の事業経過を報告します	1
平成24年度の今後の事業を紹介します	2
あさひかわ男女共同参画基本計画について	3
男女共同参画苦情処理制度をご活用ください	4
市内男女共同参画推進団体リレー紹介③	5
（一般社団法人 北・ほっかいどう総合カウンセリング支援センター）	

（発行）

旭川市総合政策部政策調整課（男女共同参画担当）
070-8525 旭川市6条通9丁目46番地
電話：25-5358
E-mail：seisakuchosei@city.asahikawa.hokkaido.jp
HP：<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/seisakuchosei/>



平成24年度の事業経過を報告します

今年度における、各種取組経過についてご報告します。

○平成24年度第1回レクチャー講座

- ・会場：ときわ市民ホール3階 会議室
- ・日時：7月25日（水） 午後6時30分から8時
- ・講師：ウィメンズネット旭川 羽柴多恵子さん、勝浦恭子さん
- ・演題：「恋は束縛？ ～デートDVについて～」



恋愛関係にある若い女性と男性の間での接し方について、参加者が実際にロールプレイを演じながら、

- ・デートDVとは何か
- ・デートDVはなぜおきるのか
- ・友達がDVにあったら、またはDVをしていたらどうしたらいいか
- ・対等な関係とはどのようなものか

等を学び、デートDVについての理解を深め、加害者にも被害者にもならないためにはどうしたら良いのかなどについて、詳しく学びました。

○男女共同参画週間パネル展

男女共同参画週間とは、男女共同参画社会基本法の公布・施行日である平成11年6月23日を踏まえ、毎年、6月23日から6月29日までを強化運動期間として設定しているものです。

内閣府では今年のキャッチフレーズを「あなたがいる わたしがいる 未来がある」と定めて、男女共同参画基本法の目的や基本理念について理解を深めるため、全国で様々な取組を実施しています。

本市では、この男女共同参画週間に合わせ、6月15日～29日、旭川市役所1階ロビー及びフィール旭川7階に啓発パネルを展示しました。



男女共同参画苦情処理制度をご活用ください

本市では、男女共同参画を阻害する問題についての苦情等の申出に、男女共同参画苦情処理委員が助言したり、関係機関や関係者に対して改善ための要望等を行います。

【苦情処理制度に関するQ&A】

Q：誰でも申出できますか？

A：市民や事業者のほか、市内に通勤・通学している方も申出できます

Q：どのようなことを申出できますか？

A：・男女共同参画に係る市の事業や制度などについての苦情
・男女共同参画を阻害すると認められるもの
→性別に起因する暴力的行為、セクシャル・ハラスメント、性別による差別的取扱い など

Q：どのような方法でどこに申出するのですか？

A：政策調整課にある「申出書」に必要事項を記入の上、提出ください。

070-8525 旭川市6条通9丁目 総合庁舎9階

旭川市総合政策部政策調整課内 男女共同参画苦情処理委員宛

Q：苦情処理委員にはどのような人になるのですか？

A：市長が委嘱した、人格が高潔で、男女共同参画に関し優れた識見を有する人です。

Q：プライバシーは守られますか？

A：もちろんです。委員には守秘義務がありますし、申出人のプライバシーが公表されることはありません。

Q：面談日はいつですか？

A：第1・3金曜日の午後1時30分～3時30分です。*事前に申出書を提出してください。

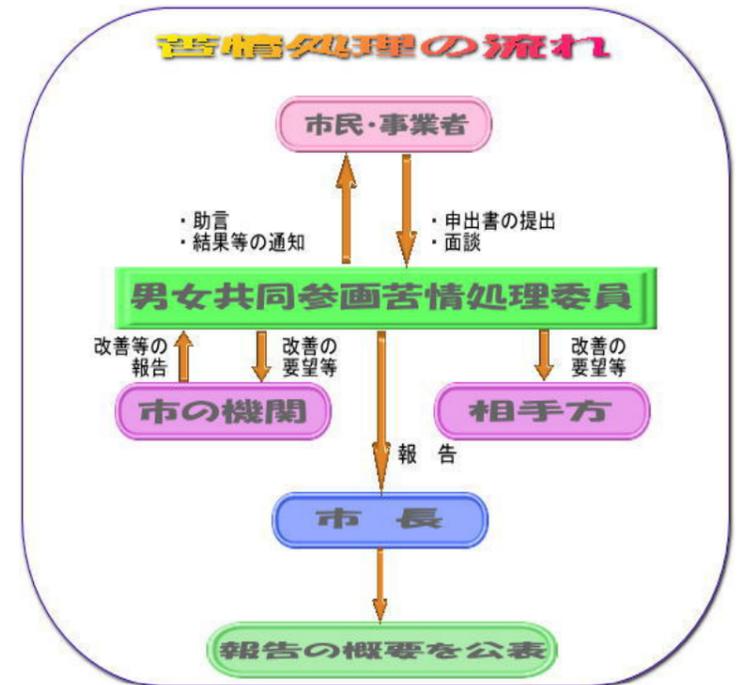
Q：面談時間はどれくらいですか？

A：概ね1人30分程度です。

Q：費用はかかりますか？

A：無料です。

*男女共同参画苦情処理制度についてのお問合せは、旭川市総合政策部政策調整課へ（25-5358）



平成24年度の今後の事業を紹介します

9月以降の主な事業についてご紹介します。

○男女共同参画シンポジウム

男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画に関する理解をより多くの市民に広めることを目的に、今年度も実施します。

今年度は、人に対する「心」を大事にし、言葉の重み、大切さなどを通じて、明るい家庭づくり、職場づくり、楽しい子育てなどの実践へ繋げてもらうことを目指し、基調講演等を行います。

- ・会場：旭川市大雪クリスタルホール 大会議室
- ・日時：平成25年1月19日（土）午後2時から
- ・内容：基調講演ほか

講師には、「サザエさん」のマスオさん役、「アンパンマン」のジャムおじさん役でお馴染みの人気声優・増岡 弘さんを迎え、聞いて元気に明るくなる講演を予定しております。



増岡 弘さん（予定）

○リレー講座(第2回、第3回)

今年度は、合計3回の講座を予定しており、第2回、第3回目の講座を、次のとおり実施します。

【第2回】意見交換会

これからの社会を担う20代、30代の男女に、男女共同参画をテーマに日頃感じていることやこうすべきだと思っていることなどを話し合ってもらい、お互いに今後の生活において実践してもらうことを目指し、意見交換会を開催します（11月中を予定）

【第3回】料理教室

男女で役割分担し、スムーズに、スピーディーに、楽しく料理をすることにより、夫婦共働きや男性の料理への抵抗感を払拭し、今後の生活において実践してもらうことを目指し、料理教室を開催します。（平成25年2月中を予定）

○出前講座

男女共同参画への理解を深めるため、市民の皆さんの申込みを受けて、担当職員等を講師として派遣する『旭川市男女共同参画出前講座』を実施しています。各種研修会や学習会などお気軽にご利用ください。

- ・講座の内容：講演、スライド、ワークショップなど
- ・対象：概ね10名以上の参加が見込まれる団体（市民委員会、学校、事業所 等）
- ・お問合わせ：お申し込み等の詳細は、旭川市政策調整課へ

*平成24年4月から8月までに、4団体約450人の方々に対して、男女共同参画に関する講座を実施しました。

あさひかわ男女共同参画基本計画について

本市では、男女共同参画社会の実現を目指し、平成23年度から平成32年度までを期間とする「あさひかわ男女共同参画基本計画」を策定し、計画に基づき、各種事業を実施しています。

【目標1】男女共同参画の意識づくりと人権の尊重

施策の方向性1	男女共同参画の啓発
施策の方向性2	男女平等の視点に立った教育・学習の推進
施策の方向性3	男女の人権尊重と平等意識の浸透

【目標2】あらゆる分野における男女共同参画の促進

施策の方向性1	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
施策の方向性2	男女の家庭生活と他の活動との両立支援
施策の方向性3	就労等の場における男女共同参画の促進
施策の方向性4	家庭や地域における男女共同参画の促進

【目標3】生涯を通じた男女の健康支援

施策の方向性1	男女の健康の保持・増進
施策の方向性2	女性の健康づくりの推進

平成24年4月1日現在の、数値目標の状況をお知らせします。

No.	項目	策定時数値	現状値	目標値		備考
				中間目標 5年後 (H28.4)	最終目標 10年後 (H33.4)	
1	市の附属機関における女性委員の割合	30.9% (平成22年4月1日現在)	34.1% (平成24年4月1日現在)	37.0%	40.0%	
2	市の附属機関における女性委員割合10%未満の数	7機関 (平成22年4月1日現在)	3機関 (平成24年4月1日現在)	3機関	0機関	
3	市の私的諮問機関等における女性委員の割合	33.3% (平成22年4月1日現在)	30.4% (平成24年4月1日現在)	37.0%	40.0%	
4	市職員の管理職における女性の割合	5.7% (平成22年4月1日現在)	8.1% (平成24年4月1日現在)	8.0%	15.0%	行政職(企業職)給料表適用者のうち、保育士、消防士、技能労働職を除いたもの
5	市職員の男性の育児休業取得率	0% (平成21年度)	0% (平成23年度)	5.0% (H26年度)	-	次世代育成支援特定事業主行動計画後継計画
6	男女共同参画塾、出前講座、研修等受講者数	568人 (平成21年度)	1,128人 (平成23年度)	700人	1,000人	
7	家族経営協定締結農家数(女性農業者に関わるもの)	41件 (平成22年3月31日現在)	65件 (平成24年3月31日現在)	61件	81件	
8	女性農業者の起業件数	22件 (平成22年3月31日現在)	21件 (平成24年3月31日現在)	27件	32件	
9	旭川市総合体育館スポーツ教室 女性受講者数	497人 (平成21年度)	566人 (平成23年度)	600人	800人	
10	地域子育て支援センターの設置数	3か所 (平成22年3月31日現在)	5か所 (平成24年3月31日現在)	6か所 (H26年度末)	-	次世代育成支援特定事業主行動計画後継計画
11	つどいの広場設置数	1か所 (平成22年3月31日現在)	1か所 (平成24年3月31日現在)	4か所 (H26年度末)	-	"
12	留守家庭児童会設置数	41校47か所 (平成22年3月31日現在)	41校50か所 (平成24年3月31日現在)	41校58か所 (H26年度末)	-	"
13	認可保育所定員数	4,034人 (平成22年3月31日現在)	4,200人 (平成24年3月31日現在)	4,256人 (H26年度末)	-	"
14	延長保育実施数	19か所 (平成22年3月31日現在)	22か所 (平成24年3月31日現在)	24か所 (H26年度末)	-	"
15	休日保育の実施数	1か所 (平成22年3月31日現在)	1か所 (平成24年3月31日現在)	2か所 (H26年度末)	-	"
16	一時預かりの実施数	8か所 (平成22年3月31日現在)	9か所 (平成24年3月31日現在)	9か所 (H26年度末)	-	"
17	病児・病後児保育の実施数	1か所 (平成22年3月31日現在)	1か所 (平成24年3月31日現在)	3か所 (H26年度末)	-	"